水　環　境

目　次

表１　環境基準の達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(19)
表２　水質汚濁に係る環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(22)
表３　底質の暫定除去基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(24)
表４　地下水の水質汚濁に係る環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(25)
表５　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準・(25)
表６　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)・・・・・・・・・・・・・・・(26)
表７　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2)・・・・・・・・・・・・・・・(27)
表８　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3)・・・・・・・・・・・・・・・(27)
表９　愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要 ・・・・・・・・・・・・(29)
表 10　水質汚濁防止法に基づく特定事業場数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(30)
表 11　水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数 ・・・・・・・・・・・・・・・(31)
表 12　項目別排水基準超過の状況（平成 28 年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・(32)
表 13　ゴルフ場排出水農薬調査の結果について（平成 28 年度）・・・・・・・・・・・(32)
表 14　公共下水道の供用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(33)
表 15　流域下水道の供用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(33)

表１　環境基準の達成状況

（１）河川 49 水域（BOD）

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度	水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度
木曽川水域	木曽川中流	A	○	○	○	矢作川水域	矢作川上流(1)	ＡＡ	○	○	×
	木曽川下流	A	○	○	○						
庄内川等水域	日光川	E	○	○	○		矢作川上流	A	○	○	○
	新川下流	E	○	○	○		矢作川下流	B	○	○	○
	五条川下流	E	○	○	○		巴川	A	○	○	○
	庄内川中流(1)	B	○	○	○		乙川上流	A	○	○	○
							乙川下流	B	○	○	○
	庄内川中流(2)	D	○	○	○		鹿乗川	C	○	○	○
							矢作古川	C	○	○	○
	庄内川下流	D	○	○	○		介木川	A	○	○	○
	矢田川上流	D	○	○	○		男川	A	○	○	○
	矢田川下流	D	○	○	○		雨山川及び乙女川下流	A	○	○	○
名古屋市内水域	荒子川	E	○	○	○						
	中川運河	E	○	○	○		木瀬川及び犬伏川下流	A	○	○	○
	堀川	D	○	○	○						
	山崎川	D	○	○	×	豊川等水域	豊川上流	ＡＡ	○	○	○
	天白川	C	○	○	○		豊川中流	A	○	○	○
境川等水域	境川上流	B	○	×	○		豊川下流	B	○	○	○
	境川下流	C	○	○	○		宇連川	ＡＡ	○	○	○
	逢妻川上流	D	○	○	○		豊川放水路	C	○	○	○
	逢妻川下流	D	○	○	○		音羽川	C	○	○	○
	猿渡川	D	○	○	○		佐奈川	D	○	○	○
	稗田川	C	○	○	○		梅田川	C	○	○	○
	高浜川	C	○	○	○		汐川	E	○	○	○
	新川	C	○	○	○	天竜川水域	大千瀬川	ＡＡ	○	○	○
	長田川	C	○	○	○						
	半場川	C	○	○	○	26 年度環境基準達成率：49/49×100＝100%					
	朝鮮川	C	○	○	○	27 年度環境基準達成率：48/49×100＝ 98%					
	阿久比川	C	○	○	○	28 年度環境基準達成率：47/49×100＝ 96%					

類型区分	環境基準値（BOD75%水質値）	類型区分	環境基準値（BOD75%水質値）
ＡＡ	1 mg/L 以下	C	5 mg/L 以下
A	2 mg/L 以下	D	8 mg/L 以下
B	3 mg/L 以下	E	10 mg/L 以下

（２）河川 42 水域（全亜鉛）

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度	水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度
木曽川水域	木曽川（２）	生物Ｂ	○	○	○	矢作川水域	乙川（ア）	生物Ａ	○	○	○
庄内川等水域	日光川	生物Ｂ	×	○	○		乙川（イ）	生物Ｂ	○	○	○
	新川下流	生物Ｂ	×	○	×		鹿乗川	生物Ｂ	○	○	○
	五条川下流	生物Ｂ	×	○	×		矢作古川	生物Ｂ	○	○	○
	庄内川	生物Ｂ	○	○	○		介木川	生物Ａ	○	○	○
	矢田川	生物Ｂ	×	×	○		男川	生物Ｂ	○	○	○
名古屋市内水域	荒子川	生物Ｂ	○	○	○		雨山川及び乙女川下流	生物Ｂ	○	○	○
	中川運河	生物Ｂ	○	○	○		木瀬川及び犬伏川下流	生物Ｂ	○	○	○
	堀川	生物Ｂ	×	○	○	豊川等水域	豊川（ア）	生物Ａ	○	○	○
	山崎川	生物Ｂ	○	○	○		豊川（イ）	生物Ｂ	○	○	○
	天白川	生物Ｂ	○	○	○		宇連川（ア）	生物Ａ	○	○	○
境川等水域	境川	生物Ｂ	○	○	○		宇連川（イ）	生物Ｂ	○	○	○
	逢妻川	生物Ｂ	×	×	×		豊川放水路	生物Ｂ	○	○	○
	猿渡川	生物Ｂ	○	○	○		音羽川	生物Ｂ	○	○	○
	稗田川	生物Ｂ	○	○	○		佐奈川	生物Ｂ	×	○	○
	高浜川	生物Ｂ	○	○	○		梅田川	生物Ｂ	○	○	○
	新川	生物Ｂ	○	○	○		汐川	生物Ｂ	○	×	○
	長田川	生物Ｂ	×	×	×	天竜川水域	大千瀬川	生物Ａ	○	○	○
	半場川	生物Ｂ	○	○	○	26 年度環境基準達成率：33/42×100＝ 79%					
	朝鮮川	生物Ｂ	×	○	×	27 年度環境基準達成率：38/42×100＝ 90%					
	阿久比川	生物Ｂ	○	○	○	28 年度環境基準達成率：37/42×100＝ 88%					
矢作川水域	矢作川（ア）	生物Ａ	○	○	○	類型区分	環境基準値（全亜鉛平均値）				
	矢作川（イ）	生物Ｂ	○	○	○	生物Ａ	0.03 mg/L 以下				
	巴川	生物Ｂ	○	○	○	生物Ｂ	0.03 mg/L 以下				

（３）河川 42 水域（ノニルフェノール）

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28 年度	水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度
木曽川水域	木曽川（２）	生物Ｂ	○	○	○	矢作川水域	乙川（ア）	生物Ａ	○	○	○
庄内川等水域	日光川	生物Ｂ	○	○	○		乙川（イ）	生物Ｂ	○	○	○
	新川下流	生物Ｂ	○	○	○		鹿乗川	生物Ｂ	○	○	○
	五条川下流	生物Ｂ	○	○	○		矢作古川	生物Ｂ	○	○	○
	庄内川	生物Ｂ	○	○	○		介木川	生物Ａ	○	○	○
	矢田川	生物Ｂ	○	○	○		男川	生物Ｂ	○	○	○
名古屋市内水域	荒子川	生物Ｂ	○	○	○		雨山川及び乙女川下流	生物Ｂ	○	○	○
	中川運河	生物Ｂ	○	○	○		木瀬川及び犬伏川下流	生物Ｂ	○	○	○
	堀川	生物Ｂ	○	○	○	豊川等水域	豊川（ア）	生物Ａ	○	○	○
	山崎川	生物Ｂ	○	○	○		豊川（イ）	生物Ｂ	○	○	○
	天白川	生物Ｂ	○	○	○		宇連川（ア）	生物Ａ	○	○	○
境川等水域	境川	生物Ｂ	○	○	○		宇連川（イ）	生物Ｂ	○	○	○
	逢妻川	生物Ｂ	○	○	○		豊川放水路	生物Ｂ	○	○	○
	猿渡川	生物Ｂ	○	○	○		音羽川	生物Ｂ	○	○	○
	稗田川	生物Ｂ	○	○	○		佐奈川	生物Ｂ	○	○	○
	高浜川	生物Ｂ	○	○	○		梅田川	生物Ｂ	○	○	○
	新川	生物Ｂ	○	○	○		汐川	生物Ｂ	○	○	○
	長田川	生物Ｂ	○	○	○	天竜川水域	大千瀬川	生物Ａ	○	○	○
	半場川	生物Ｂ	○	○	○	26 年度環境基準達成率：42/42×100＝100％					
	朝鮮川	生物Ｂ	○	○	○	27 年度環境基準達成率：42/42×100＝100％					
	阿久比川	生物Ｂ	○	○	○	28 年度環境基準達成率：42/42×100＝100％					
矢作川水域	矢作川（ア）	生物Ａ	○	○	○	類型区分	環境基準値（ノニルフェノール平均値）				
	矢作川（イ）	生物Ｂ	○	○	○	生物Ａ	0.001 mg/L 以下				
	巴川	生物Ｂ	○	○	○	生物Ｂ	0.002 mg/L 以下				

（４）河川 42 水域（LAS）

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28 年度	水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度
木曽川水域	木曽川（２）	生物Ｂ	○	○	○	矢作川水域	乙川（ア）	生物Ａ	○	○	○
庄内川等水域	日光川	生物Ｂ	×	○	○		乙川（イ）	生物Ｂ	○	○	○
	新川下流	生物Ｂ	○	○	○		鹿乗川	生物Ｂ	○	○	○
	五条川下流	生物Ｂ	○	○	○		矢作古川	生物Ｂ	○	○	○
	庄内川	生物Ｂ	○	○	○		介木川	生物Ａ	○	○	○
	矢田川	生物Ｂ	○	○	○		男川	生物Ｂ	○	○	○
名古屋市内水域	荒子川	生物Ｂ	○	○	○		雨山川及び乙女川下流	生物Ｂ	○	○	○
	中川運河	生物Ｂ	○	○	○		木瀬川及び犬伏川下流	生物Ｂ	○	○	○
	堀川	生物Ｂ	○	○	○	豊川等水域	豊川（ア）	生物Ａ	○	○	○
	山崎川	生物Ｂ	○	○	○		豊川（イ）	生物Ｂ	○	○	○
	天白川	生物Ｂ	○	○	○		宇連川（ア）	生物Ａ	○	○	○
境川等水域	境川	生物Ｂ	○	○	○		宇連川（イ）	生物Ｂ	○	○	○
	逢妻川	生物Ｂ	○	○	○		豊川放水路	生物Ｂ	○	○	○
	猿渡川	生物Ｂ	○	○	○		音羽川	生物Ｂ	○	○	○
	稗田川	生物Ｂ	○	×	×		佐奈川	生物Ｂ	○	○	○
	高浜川	生物Ｂ	○	○	○		梅田川	生物Ｂ	○	○	○
	新川	生物Ｂ	○	×	×		汐川	生物Ｂ	○	○	○
	長田川	生物Ｂ	○	○	○	天竜川水域	大千瀬川	生物Ａ	○	○	○
	半場川	生物Ｂ	○	○	○	26 年度環境基準達成率：41/42×100＝98％					
	朝鮮川	生物Ｂ	○	○	○	27 年度環境基準達成率：40/42×100＝95％					
	阿久比川	生物Ｂ	○	○	○	28 年度環境基準達成率：40/42×100＝95％					
矢作川水域	矢作川（ア）	生物Ａ	○	○	○	類型区分	環境基準値（ＬＡＳ平均値）				
	矢作川（イ）	生物Ｂ	○	○	○	生物Ａ	0.03 mg/L 以下				
	巴川	生物Ｂ	○	○	○	生物Ｂ	0.05 mg/L 以下				

（５）湖沼１水域（COD）

水域名	類型	26年度	27年度	28年度	類型区分	環境基準値（COD75%水質値）
油ヶ淵	B	×	×	×	B	5 mg/L 以下
COD75%水質値(mg/L)		7.5	7.2	7.4		

（６）湖沼１水域（水生生物の保全に係る環境基準項目）

水域名	項目	類型	環境基準値（平均値）	26 年度	27 年度	28 年度
油ヶ淵	全亜鉛	生物Ｂ	0.03 mg/L 以下	○	○	○
	ノニルフェノール	生物Ｂ	0.002 mg/L 以下	○	○	○
	ＬＡＳ	生物Ｂ	0.05 mg/L 以下	○	○	○

（７）海域１１水域（COD）

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度	26年度環境基準達成率：5/11×100＝45%	
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○	27年度環境基準達成率：7/11×100＝64%	
	名古屋港(乙)	B	×	○	×	28年度環境基準達成率：6/11×100＝55%	
	常滑地先海域	B	×	○	○	類型区分	環境基準値（ＣＯＤ75%水質値）
	伊勢湾	A	×	×	×	A	2 mg/L以下
衣浦湾	衣浦港	C	○	○	○	B	3 mg/L以下
	衣浦港南部	C	○	○	○	C	8 mg/L以下
	衣浦湾	A	×	×	×		
渥美湾	蒲郡地先海域	C	○	○	○		
	神野・田原地先海域	C	○	○	○		
	渥美湾(甲)	B	×	×	×		
	渥美湾(乙)	A	×	×	×		

（８）海域６水域（全窒素）

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度	26年度環境基準達成率：6/6×100＝100%	
伊勢湾	伊勢湾(イ)	Ⅳ	○	○	○	27年度環境基準達成率：5/6×100＝ 83%	
	伊勢湾(ハ)	Ⅲ	○	○	○	28年度環境基準達成率：5/6×100＝ 83%	
	伊勢湾(ニ)	Ⅱ	○	○	○	類型区分	環境基準値（全窒素平均値）
三河湾	三河湾(イ)	Ⅳ	○	○	○	Ⅱ	0.3 mg/L以下
	三河湾(ロ)	Ⅲ	○	○	○	Ⅲ	0.6 mg/L以下
	三河湾(ハ)	Ⅱ	○	×	×	Ⅳ	1 mg/L以下

（９）海域６水域（全りん）

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度	26年度環境基準達成率：4/6×100＝ 67%	
伊勢湾	伊勢湾(イ)	Ⅳ	○	○	○	27年度環境基準達成率：4/6×100＝ 67%	
	伊勢湾(ハ)	Ⅲ	○	×	○	28年度環境基準達成率：6/6×100＝100%	
	伊勢湾(ニ)	Ⅱ	○	○	○	類型区分	環境基準値（全燐平均値）
三河湾	三河湾(イ)	Ⅳ	○	○	○	Ⅱ	0.03 mg/L以下
	三河湾(ロ)	Ⅲ	×	○	○	Ⅲ	0.05 mg/L以下
	三河湾(ハ)	Ⅱ	×	×	○	Ⅳ	0.09 mg/L以下

（10）海域４水域（全亜鉛）

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度	26年度環境基準達成率：4/4×100＝100%	
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○	27年度環境基準達成率：4/4×100＝100%	
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○	28年度環境基準達成率：4/4×100＝100%	
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○	類型区分	環境基準値（全亜鉛平均値）
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○	特A	0.01mg/L以下
						A	0.02mg/L以下

（11）海域４水域（ノニルフェノール）

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度	26年度環境基準達成率：4/4×100＝100%	
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○	27年度環境基準達成率：4/4×100＝100%	
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○	28年度環境基準達成率：4/4×100＝100%	
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○	類型区分	環境基準値（ノニルフェノール平均値）
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○	特A	0.0007mg/L以下
						A	0.001mg/L以下

（12）海域４水域（LAS）

水域区分	水域名	類型	26年度	27年度	28年度	26年度環境基準達成率：4/4×100＝100%	
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○	27年度環境基準達成率：4/4×100＝100%	
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○	28年度環境基準達成率：4/4×100＝100%	
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○	類型区分	環境基準値（ＬＡＳ平均値）
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○	特A	0.006mg/L以下
						A	0.01mg/L以下

表２　水質汚濁に係る環境基準

（１）　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　　準　　値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2　「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

（２）　生活環境の保全に関する環境基準

ア　河　川　（湖沼を除く。）

a

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
ＡＡ	水道１級自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
Ａ	水道２級水産１級水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
Ｂ	水道３級水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 m/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
Ｃ	水産３級工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
Ｄ	工業用水２級農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
Ｅ	工業用水３級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考
1　基準値は、日間平均値とする。
2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水　産　１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
〃　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
〃　３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4　工業用水 １級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃　３級：特殊の浄水操作を行うもの
5　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考
基準値は、年間平均値とする。

（注）LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

イ　湖　沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

a

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
Ａ	水道２、３級 水産２級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水 及びＣの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考
1　基準値は、日間平均値とする。
2　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　２、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水　産　１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
〃　２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
〃　３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4　工業用水　１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃　２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道１，２，３級（特殊なものを除く。） 水産１種・水浴及びⅢ以下の欄の掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産２種及びＶの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産３種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。
2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3　水　産　１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
〃　２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
〃　３種：コイ、フナ等の水産生物用
4　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考
基準値は、年間平均値とする。

（注）LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

ウ 海 域

a

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n－ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN／100mL 以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水 産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産1種・水浴及びⅢ以下の欄の掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考
1 基準値は年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水 産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

備考
基準値は、年間平均値とする。

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表３ 底質の暫定除去基準

項 目	暫定除去基準値
水 銀	河川・湖沼：25 ppm 以上 海域：総水銀含有量 10ppm 以上のものについて溶出試験を行い、次式により算出した値（C） 以上 $C=0.18\times(\Delta H/J)\times(1/S)$ (ppm) ΔH＝平均潮差(m)、J＝溶出率、S＝安全率 （例えば、ΔH＝2.37 m（三河湾）、$J=3\times10^{-4}$、S＝100 とすると、C＝14 ppm となる）
ＰＣＢ	10 ppm 以上

表4　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表5　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

媒体	基準値
水　質　（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考
1　水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
2　水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
3　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
4　水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

表６　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（１）

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

１　河川

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川中流	落合ダムから犬山頭首工まで	A	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	木曽川下流	犬山頭首工より下流	A	イ	平成14年7月15日 環境省告示 （昭和45年9月1日 閣議決定）
庄内川等水域	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	B	イ	平成12年3月31日 愛知県告示 （昭和61年3月31日 愛知県告示） （昭和46年5月25日 閣議決定）
	庄内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	D	イ	平成8年3月29日 愛知県告示 （昭和46年5月25日 閣議決定）
	庄内川下流	水分橋より下流	D	イ	
	矢田川上流	大森橋より上流	D	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
	矢田川下流	大森橋より下流	D	イ	平成17年3月25日 愛知県告示 （平成8年3月29日 愛知県告示） （昭和46年5月25日 閣議決定）
	五条川下流	待合橋より下流	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 （平成8年3月29日 愛知県告示） （昭和46年5月25日 閣議決定）
	新川下流	新橋より下流	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 （昭和46年5月25日 閣議決定）
	日光川	全域	D	イ	
名古屋市内水域	荒子川	全域	E	イ	平成9年3月31日 愛知県告示 （昭和45年9月1日 閣議決定）
	中川運河	全域	E	イ	
	堀川	全域	D	イ	
	山崎川	全域	D	イ	
	天白川	全域	C	イ	
境川等水域	境川上流	新境橋より上流	B	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定
	境川下流	新境橋より下流	C	ロ	
	逢妻川上流	境大橋より上流	D	ハ	
	逢妻川下流	境大橋より下流	D	イ	平成10年3月30日 愛知県告示 （昭和45年9月1日 閣議決定）
	猿渡川	全域	D	ハ	昭和45年9月1日 閣議決定
	朝鮮川	全域	C	イ	平成10年3月30日 愛知県告示 （昭和45年9月1日 閣議決定）
	半場川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	長田川	全域	C	ロ	
	稗田川	全域	C	ロ	
	高浜川	全域	C	ロ	
	新川	全域	C	ロ	
	阿久比川	全域	C	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示
矢作川水域	矢作川上流(1)	矢作ダムより上流の矢作川	AA	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
	矢作川上流	矢作ダムから明治用水頭首工まで	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	矢作川下流	明治用水頭首工より下流	B	イ	
	乙川上流	岡崎市取水口より上流	A	イ	
	乙川下流	岡崎市取水口より下流	B	イ	平成12年3月31日 愛知県告示 （昭和45年9月1日 閣議決定）
	巴川	全域	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	矢作古川	全域	C	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
	鹿乗川	全域	C	ロ	昭和50年3月31日 愛知県告示
	介木川	全域	A	イ	平成8年3月29日 愛知県告示
	男川	全域	A	イ	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	A	イ	
	木瀬川及び犬伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の犬伏川	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示
豊川等水域	豊川上流	宇連川合流点より上流	AA	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下条上水道取水地点まで	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示 （昭和46年5月25日 閣議決定）
	豊川下流	下条上水道取水地点より下流	A	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 （平成11年3月31日 愛知県告示） （昭和46年5月25日 閣議決定）
	宇連川	全域	AA	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	豊川放水路	全域	B	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 （平成11年3月31日 愛知県告示） （昭和46年5月25日 閣議決定）
	梅田川	静岡県に属する水域を除く	C	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 （昭和50年3月31日 愛知県告示）
	音羽川	全域	B	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 （平成11年3月31日 愛知県告示） （昭和62年3月30日 愛知県告示）
	佐奈川	全域	C	イ	
	汐川	全域	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 （昭和62年3月30日 愛知県告示）
天竜川水域	大千瀬川	静岡県境より上流	AA	ロ	平成8年3月29日 愛知県告示

２　湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	B	イ	昭和45年9月1日 閣議決定

３　海域

水域区分	水域名	範囲	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	名古屋港(甲)	別記１の水域	C	ハ	平成14年3月29日 環境省告示 （昭和46年5月25日 閣議決定）
	名古屋港(乙)	別記２の水域	B	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
	常滑地先海域	別記３の水域	B	ロ	
	伊勢湾	別記４の水域	A	イ	平成14年3月29日 環境省告示 （昭和46年5月25日 閣議決定）
衣浦湾水域	衣浦港	別記５の水域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	衣浦港南部	別記６の水域	C	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示
	衣浦湾	別記７の水域	A	ロ	
渥美湾水域	蒲郡地先海域	別記８の水域	C	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
	神野・田原地先海域	別記９の水域	C	ロ	
	渥美湾(甲)	別記１０の水域	B	イ	
	渥美湾(乙)	別記１１の水域	A	イ	

（別記）

1．木曽川左岸導流堤南端と外港第１航路第１灯標（北緯34度58分6秒，東経136度47分55秒）を結ぶ線，同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

2．木曽川左岸導流堤南端と木曽川右岸導流堤先端を結ぶ線，同地点と外港第１航路伊勢湾燈標を結ぶ線，同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって，名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの

3．矢田川河口右岸から美浜町稲早川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって，陸岸から1，000m以内の部分

4．羽豆岬から篠島北端まで引いた線，同島南端から伊良湖岬まで引いた線，同地点から大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって，名古屋港（甲），名古屋港（乙），常滑地先海域，四日市港（甲），四日市港（乙），四日市・鈴鹿地先海域（甲），四日市・鈴鹿地先海域（乙），津・松阪地先海域及び伊勢地先海域に係る部分を除いたもの。（四日市港（甲），四日市港（乙），四日市・鈴鹿地先海域（甲）及び四日市・鈴鹿地先海域（乙）の水域の範囲は，昭和45年9月1日に閣議決定された「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」における別記に掲げる水域のとおりとする）

5．衣浦大橋より湾奥の衣浦港

6．衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。ただし，衣浦大橋から湾奥の海域を除く。

7．西尾市吉良町蛭子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線、同地点と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、衣浦港防波堤から湾奥の海域を除く。

8．中川河口左岸と同地点から南東2，000mの地点を結ぶ線，同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線，同地点と中央埠頭東南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

9．豊川河口左岸と同地点から西南西4，500mの地点を結ぶ線，同地点から南3，500mの地点を結ぶ線，同地点と同地点から南西5，500mの地点を結ぶ線，同地点と田原市白谷基標（北緯34度41分21秒，東経137度14分19秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

10．三河港々湾区域であって，蒲郡地先海域及び神野・田原地先海域に係る部分を除いたもの

11．西尾市吉良町蛭子岬から田原市伊良湖岬に至る陸岸の地先海域であって，蒲郡地先海域，神野・田原地先海域及び渥美湾(甲)に係る部分を除いたもの

（注1）　達成期間の欄の記号の内容については、次のとおりである。
　１．「イ」　は、直ちに達成
　２．「ロ」　は、５年以内で可及的速やかに達成
　３．「ハ」　は、５年を超える期間で可及的速やかに達成

（注2）　平成29年３月末現在

表７　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（２）

全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型指定

海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	別記１の水域	Ⅳ	直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示 (平成8年2月27日 環境省告示)
	伊勢湾(ハ)	別記２の水域	Ⅲ	直ちに達成。	
	伊勢湾(ニ)	別記３の水域	Ⅱ	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾(イ)	別記４の水域	Ⅳ	5年以内で可及的速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示
	三河湾(ロ)	別記５の水域	Ⅲ	直ちに達成。	平成17年3月25日 愛知県告示 (平成7年10月11日 愛知県告示)
	三河湾(ハ)	別記６の水域	Ⅱ	5年以内で可及的速やかに達成。	

(別記)

１．木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線,同灯標から名古屋港南５区埋立地南端まで引いた線,同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

２．二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線,大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって,伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの

３．羽豆岬から篠島北端まで引いた線,同島南端から伊良湖岬まで引いた線,同地点から大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって,伊勢湾（イ）,伊勢湾（ロ）及び伊勢湾（ハ）に係る部分を除いたもの

４．衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域

５．三河港港湾区域の海域

６．田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

表８　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（３）

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

１　河川・湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川（２）	中濃大橋より下流に限る。	生物Ｂ	直ちに達成	平成21年11月30日 環境省告示
庄内川等水域	日光川	全域	生物Ｂ	５年を超える期間で可及的速やかに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	新川下流	新橋より下流	生物Ｂ	直ちに達成	
	五条川下流	待合橋より下流	生物Ｂ	５年を超える期間で可及的速やかに達成	
	庄内川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	矢田川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
名古屋市内水域	荒子川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	中川運河	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	堀川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	山崎川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	天白川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
境川等水域	境川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	逢妻川	全域	生物Ｂ	５年を超える期間で可及的速やかに達成	
	猿渡川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	稗田川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	高浜川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	新川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	長田川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	半場川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	朝鮮川	全域	生物Ｂ	５年以内で可及的速やかに達成	
	阿久比川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
矢作川水域	矢作川（ア）	矢作ダムより上流	生物Ａ	直ちに達成	平成21年3月27日 愛知県告示
	矢作川（イ）	矢作ダムより下流	生物Ｂ	直ちに達成	
	巴川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	乙川（ア）	乙川天神橋より上流	生物Ａ	直ちに達成	
	乙川（イ）	乙川天神橋より下流	生物Ｂ	直ちに達成	
	鹿乗川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	矢作古川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	介木川	全域	生物Ａ	直ちに達成	
	男川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	生物Ｂ	直ちに達成	
	木瀬川及び犬伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の犬伏川	生物Ｂ	直ちに達成	
豊川等水域	豊川(ア)	布里堰堤より上流	生物Ａ	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	豊川(イ)	布里堰堤より下流	生物Ｂ	直ちに達成	
	宇連川(ア)	養乙女橋より上流	生物Ａ	直ちに達成	
	宇連川(イ)	養乙女橋より下流	生物Ｂ	直ちに達成	
	豊川放水路	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	音羽川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
	佐奈川	全域	生物Ｂ	５年以内で可及的速やかに達成	
	梅田川	静岡県に属する水域を除く。	生物Ｂ	直ちに達成	
	汐川	全域	生物Ｂ	直ちに達成	
天竜川水域	大千瀬川	静岡県境より上流	生物Ａ	直ちに達成	

2　湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	生物Ｂ	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示

3　海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	伊勢湾（イ）～（ト）を除く全域（三河湾を除く）	生物Ａ	直ちに達成。	平成24年11月2日 環境省告示
	伊勢湾(イ)	藤前干潟（別記１）	生物特Ａ	直ちに達成。	
	伊勢湾(ハ)	知多半島北部の浅場（別記２）	生物特Ａ	直ちに達成。	
	伊勢湾(ホ)	知多半島南部の浅場（別記３）	生物特Ａ	直ちに達成。	

（別記）

１．愛知県名古屋市港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

２．冨具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方500ｍの地点（北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒）を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港（小鈴谷地区）北防波堤先端と同港（小鈴谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、同港（大谷地区）北防波堤先端と同港（大谷地区）南防波堤先端を結ぶ線、苅屋漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤（りんくう町）先端と同港南防波堤（保示町）先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港湾部西防波堤先端と同港湾部南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港（榎戸地区）西防波堤先端と同港（榎戸地区）北防波堤先端を結ぶ線、同港（榎戸地区）北防波堤先端と同港（榎戸地区）南　防波堤先端を結ぶ線、同港（蒲池地区）北防波堤先端と同港（蒲池地区）南防波堤先端を結ぶ線、大野漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点（北緯34度56分53秒、東経136度49分35秒）と同地点から西方2500ｍの地点（北緯34度56分53秒、東経136度48分00秒）を結ぶ線、水深15ｍの等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）

３．伊良湖岬と同地点から南南西1750ｍの地点（北緯34度33分51秒、東経137度00分33秒）を結ぶ線、同岬と篠島南端を結ぶ線、同島北端と羽豆岬を結ぶ線、豊浜港（小佐地区）西防波堤先端と同港（小佐地区）東防波堤先端を結ぶ線、同港（豊浜地区）西防波堤先端と同港（豊浜地区）南知多町豊浜造船所北西端の陸地の地点を結ぶ線、同港（中州地区）西防波堤先端と同港（中州地区）東防波堤先端を結ぶ線、山海漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、内海港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、冨具崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方500ｍの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東8500ｍの地点（北緯34度42分57秒、東経136度53分27秒）を結ぶ水深10ｍの等深線、同地点と同地点から南方12500ｍの地点（北緯34度36分11秒、東経136度53分30秒）を結ぶ線、同地点を基点とする水深30ｍの等深線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、篠島漁港北内防波堤先端と同港釣り堀堤防先端を結ぶ線、同港埋立地南西端の陸地の地点と同港南内防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）

表9　愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要

		物質又は項目名	規制時期	根　　拠	排出基準適用対象
濃度規制	生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	昭和46．6．24 昭和47．4．　1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50m^{3}以上排出する特定事業場 ・50m^{3}未満を含む特定事業場(水域・業種等により対象規模が異なる。)
		窒素、りん	昭和60．7．15 平成 5．10．　1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に50m^{3}以上排出する特定事業場※ ・伊勢湾及びその流入河川に50m^{3}以上排出する特定事業場(※を除く)
	健康項目	カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	昭和46．6．24	水質汚濁防止法	すべての特定事業場 (上乗せ条例により一部水域でシアンを規制している。)
		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	平成 1．10．　1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
		1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン他10物質	平成 6．2．　1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
		ほう素、ふっ素(以上化合物を含む)、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	平成13．7．　1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
		1,4-ジオキサン	平成24．5．25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制		COD、窒素、りん(窒素、りんは第5次総量規制から適用)	昭和55．7．1 昭和62．7．1 平成 3．7．1 平成 8．9．1 平成14．10．1 平成19．9．1 平成24．5．1 平成29．9．1	水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に50m^{3}以上排出する特定事業場 (第1次総量規制) (第2次総量規制) (第3次総量規制) (第4次総量規制) (第5次総量規制) (第6次総量規制) (第7次総量規制) (第8次総量規制)
指導値		COD、窒素、りん(窒素、りんは平成15.10.1から適用)	昭和56．2．3 平成15．10．1	小規模事業場等排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち、一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)

(注1)上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

(注2)平成29年9月末現在

(資料)環境部作成

表10　水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

水域	所管	業種別内訳（件）																事業場数（件）
		畜産農業	食料品製造業	繊維工業	化学工業	窯業	鉄鋼業	金属機械製造業	浄水施設	旅館業	洗たく業	病院	自動車両洗浄施設式	試験研究機関	ごみ処理場	し尿処理施設及び下水道終末処理場	その他	
木曽川	愛知県	3	1	0	0	2	0	2	1	16	4	1	7	1	1	19	3	61
	一宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4
名古屋港・庄内川等	愛知県	93	292	20	28	259	10	244	6	386	305	11	628	35	11	1,014	347	3,689
	名古屋市	0	9	4	5	7	0	37	0	8	35	1	40	16	2	47	21	232
	一宮市	3	27	47	2	4	0	12	1	13	62	1	94	9	1	111	33	420
	春日井市	2	18	1	5	11	0	63	3	17	58	3	86	9	1	123	61	461
名古屋市内	愛知県	2	4	1	0	2	0	14	1	6	16	0	33	3	0	60	14	156
	名古屋市	3	4	5	6	4	6	29	1	10	14	1	42	10	1	19	20	175
衣浦湾・境川等	愛知県	175	189	13	32	48	6	280	4	276	181	10	334	35	8	374	207	2,172
	名古屋市	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	1	6
	岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊田市	8	8	0	0	2	0	45	0	15	21	1	70	3	0	77	27	277
矢作川	愛知県	104	41	4	1	13	1	41	1	50	44	2	97	3	1	97	41	541
	岡崎市	9	18	6	3	12	0	40	3	36	42	2	101	13	2	78	41	406
	豊田市	38	38	0	4	50	0	31	4	98	40	0	91	7	2	116	87	606
渥美湾・豊川等	愛知県	412	166	20	9	24	5	73	2	228	133	4	180	26	6	141	104	1,533
	豊橋市	158	59	3	3	18	1	42	3	23	71	7	111	14	0	87	93	693
	岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天竜川	愛知県	1	9	0	0	5	0	0	0	27	1	0	2	0	1	6	1	53
小計	愛知県	790	702	58	70	353	22	654	15	989	684	28	1,281	103	28	1,711	717	8,205
	名古屋市	3	14	9	11	11	6	66	1	19	51	2	83	26	3	66	42	413
	豊橋市	158	59	3	3	18	1	42	3	23	71	7	111	14	0	87	93	693
	岡崎市	9	18	6	3	12	0	40	3	36	42	2	101	13	2	78	41	406
	一宮市	3	27	47	2	4	0	12	1	13	62	1	94	9	1	114	34	424
	春日井市	2	18	1	5	11	0	63	3	17	58	3	86	9	1	123	61	461
	豊田市	46	46	0	4	52	0	76	4	113	61	1	161	10	2	193	114	883
計		1,011	884	124	98	461	29	953	30	1,210	1,029	44	1,917	184	37	2,372	1,102	11,485

（注）1　し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む
　　2　平成29年3月末現在
（資料）環境部調べ

表11　水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数

水域	所管	業種別内訳（件）																事業場数（件）
		畜産農業	食料品製造業	繊維工業	化学工業	窯業	鉄鋼業	金属機械製造業	浄水施設	旅館業	洗たく業	病院	自動車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ処理場	し尿処理施設及び下水道終末処理場	その他	
木曽川	愛知県	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	12	2	19
	一宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
名古屋港・庄内川等	愛知県	13	65	10	17	33	5	99	1	40	6	6	7	6	0	348	48	704
	名古屋市	0	4	1	4	1	0	25	0	4	9	0	4	11	1	24	12	100
	一宮市	2	9	35	0	1	0	5	0	8	1	0	0	8	1	32	17	119
	春日井市	0	3	1	5	3	0	39	1	5	7	2	1	6	1	53	19	146
名古屋市内	愛知県	2	0	0	0	0	0	6	0	2	0	0	1	2	0	34	2	49
	名古屋市	0	0	0	5	2	6	12	1	7	3	0	1	8	1	16	15	77
衣浦湾・境川等	愛知県	7	28	1	18	9	4	106	0	26	3	8	2	3	2	113	18	348
	名古屋市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊田市	1	4	0	0	0	0	34	0	2	1	1	3	2	0	20	12	80
矢作川	愛知県	14	8	3	0	2	0	17	0	7	0	2	0	0	0	54	4	111
	岡崎市	2	5	5	1	0	0	24	0	7	2	1	1	10	2	35	22	117
	豊田市	1	7	0	2	29	0	21	0	16	0	0	0	5	1	36	35	153
渥美湾・豊川等	愛知県	48	28	6	7	2	3	26	0	40	7	0	1	2	0	70	9	249
	豊橋市	27	18	1	2	2	1	21	0	6	3	7	3	13	0	35	35	174
	岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天竜川	愛知県	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	1	8
小計	愛知県	84	130	20	42	48	12	255	1	118	16	17	11	13	2	635	84	1,488
	名古屋市	0	5	1	9	3	6	37	1	11	12	0	5	19	2	40	27	178
	豊橋市	27	18	1	2	2	1	21	0	6	3	7	3	13	0	35	35	174
	岡崎市	2	5	5	1	0	0	24	0	7	2	1	1	10	2	35	22	117
	一宮市	2	9	35	0	1	0	5	0	8	1	0	0	8	1	34	17	121
	春日井市	0	3	1	5	3	0	39	1	5	7	2	1	6	1	53	19	146
	豊田市	2	11	0	2	29	0	55	0	18	1	1	3	7	1	56	47	233
計		117	181	63	61	86	19	436	3	173	42	28	24	76	9	888	251	2,457

(注)1　し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む
　　2　平成29年3月末現在
(資料)環境部調べ

表12 項目別排水基準超過の状況(平成28年度)

検査項目(略号)		検査数(件)	排水基準値を超えた数(件)	排水基準値を超えた割合(%)
一般項目	pH	350	8	2.3
	BOD	263	14	5.3
	COD	345	3	0.9
	SS	344	11	3.2
	ノルマルヘキサン抽出物質	4	1	25.0
	フェノール類	6		
	銅	8	1	12.5
	亜鉛	49	1	2.0
	溶解性鉄	7	1	14.3
	溶解性マンガン	2	1	50.0
	クロム	28		
	大腸菌群数	6		
	全窒素	352	4	1.1
	全燐	351	4	1.1
有害物質	カドミウム	7		
	シアン	27		
	有機燐			
	鉛	20		
	六価クロム	36		
	砒素	5		
	総水銀	4		
	PCB			
	トリクロロエチレン	15	1	6.7
	テトラクロロエチレン	11		
	ジクロロメタン	12		
	四塩化炭素	12		
	1，2－ジクロロエタン			
	1，1－ジクロロエチレン			
	シス－1，2－ジクロロエチレン			
	1，1，1－トリクロロエタン			
	1，1，2－トリクロロエタン			
	1，3－ジクロロプロペン			
	チウラム			
	シマジン			
	チオベンカルブ			
	ベンゼン			
	セレン	3		
	ほう素	22		
	ふっ素	45		
	アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	21	2	9.5
その他		8		
計(延べ件数)		2,363	52	2.2

(注) 検査数(件)は排出水に係るもののみである。

表 13 ゴルフ場排出水農薬調査の結果について（平成 28 年度）

区分	ゴルフ場数		延べ検体数		
		指針値超過		分析した農薬の種類	指針値超過検体数
殺虫剤	２０	０	６２	１５	０
殺菌剤	２４	０	１１４	３２	０
除草剤	１３	０	３３	１９	０
植物成長調整剤	９	０	１１	３	０
全体	２５	０	２２０	６９	０

（注）１ 延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。
２ 政令市（岡崎市（５ゴルフ場）、春日井市（２ゴルフ場）及び豊田市（９ゴルフ場））を含む県内 25 調査対象ゴルフ場の調査結果。

（資料）環境部調べ

表14　公共下水道の供用状況

都市名	行政人口 ①（人）	処理区域 面積（ha）	処理区域 人口②（人）	普及率 ②／①（%）
名古屋市	2,274,470	28,271	2,258,000	99.3%
豊橋市	376,886	4,893	283,573	75.2%
岡崎市	384,950	5,723	339,442	88.2%
一宮市	386,105	4,178	257,778	66.8%
瀬戸市	130,298	1,349	79,427	61.0%
半田市	118,960	1,867	105,871	89.0%
春日井市	311,344	3,184	211,626	68.0%
豊川市	185,751	3,185	146,956	79.1%
津島市	63,469	400	23,098	36.4%
碧南市	72,068	1,147	53,101	73.7%
刈谷市	150,135	2,218	138,175	92.0%
豊田市	423,916	4,919	302,194	71.3%
安城市	187,192	2,315	146,945	78.5%
西尾市	171,546	2,806	127,254	74.2%
蒲郡市	80,634	1,120	50,242	62.3%
犬山市	74,509	1,060	49,626	66.6%
常滑市	58,594	1,058	27,899	47.6%
江南市	100,915	496	32,360	32.1%
小牧市	153,335	2,098	113,212	73.8%
稲沢市	137,692	919	55,771	40.5%
新城市	47,773	422	16,156	33.8%
東海市	114,170	1,404	88,771	77.8%
大府市	91,384	1,288	75,941	83.1%
知多市	85,847	1,419	81,722	95.2%
知立市	71,383	611	44,569	62.4%
尾張旭市	82,997	838	60,318	72.7%
高浜市	47,661	497	28,455	59.7%
岩倉市	48,000	389	32,545	67.8%
豊明市	68,802	707	51,026	74.2%
日進市	89,202	941	64,484	72.3%
田原市	63,174	864	30,810	48.8%
愛西市	63,932	293	16,260	25.4%
清須市	67,974	228	16,176	23.8%
北名古屋市	85,176	464	36,306	42.6%
弥富市	44,333	212	12,574	28.4%
みよし市	60,860	881	47,176	77.5%
あま市	88,510	446	26,310	29.7%
長久手市	56,683	719	51,035	90.0%
東郷町	43,280	491	34,088	78.8%
豊山町	15,544	191	9,574	61.6%
大口町	23,757	540	19,593	82.5%
扶桑町	34,599	210	12,840	37.1%
大治町	32,109	89	5,821	18.1%
蟹江町	37,761	235	16,705	44.2%
阿久比町	28,671	372	24,491	85.4%
東浦町	50,419	647	40,799	80.9%
武豊町	43,022	655	33,684	78.3%
幸田町	40,677	588	28,860	70.9%
東栄町	3,373	98	1,760	52.2%
その他の都市	51,832	0	0	0.0%
計	7,525,674	89,945	5,811,399	77.2%
計(名古屋市を除く)	5,251,204	61,674	3,553,399	67.7%

（注）1 処理区域面積は平成29年3月31日現在の数値。
2 行政人口及び処理区域内人口は平成29年3月31日現在の住民基本台帳調べによる。
3 処理区域：排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、下水道法第九条第二項に準用する同条第一項の規定により公示された区域
4 上記集計表には区域外流入は含まない。
（資料）建設部調べ

表15　流域下水道の供用状況

流域下水道名	処理場名	構成市町	供用開始年度	処理区域面積（ｈａ）	処理区域人口（人）	処理能力（m^3/日）
矢作川流域下水道	矢作川浄化センター	岡崎市，豊田市，安城市 西尾市，幸田町	Ｈ４	13,584 19,134	783,706 850,310	263,800 463,800
境川流域下水道	境川浄化センター	刈谷市，豊田市，安城市 大府市，知立市，豊明市 みよし市，東郷町，東浦町	Ｈ元	8,544 13,170	542,705 646,219	194,200 367,000
衣浦西部流域下水道	衣浦西部浄化センター	半田市，知多市，阿久比町 東浦町，武豊町	Ｈ３	3,497 4,765	205,426 232,800	84,600 122,000
衣浦東部流域下水道	衣浦東部浄化センター	碧南市，安城市，高浜市	Ｈ８	2,070 3,344	95,317 128,770	31,100 74,900
豊川流域下水道	豊川浄化センター	豊橋市，豊川市，蒲郡市 新城市	Ｓ５５	4,727 6,897	209,715 248,190	100,000 171,000
五条川左岸流域下水道	五条川左岸浄化センター	犬山市，小牧市，岩倉市 大口町	Ｓ６２	3,418 5,460	173,114 224,280	91,200 139,600
日光川上流流域下水道	日光川上流浄化センター	一宮市，稲沢市	Ｈ１２	2,946 5,964	187,523 300,420	68,600 184,300
五条川右岸流域下水道	五条川右岸浄化センター	一宮市，犬山市，江南市 岩倉市，大口町，扶桑町	Ｈ１３	1,914 5,542	110,185 264,800	30,000 138,800
新川東部流域下水道	新川東部浄化センター	北名古屋市，豊山町	Ｈ１９	655 1,733	45,880 89,370	13,390 52,300
日光川下流流域下水道	日光川下流浄化センター	津島市，愛西市，弥富市 あま市，大治町，蟹江町	Ｈ２１	1,502 6,006	89,178 298,500	24,100 153,800
新川西部流域下水道	新川西部浄化センター	稲沢市，清須市，北名古屋市	Ｈ２４	228 1,396	16,176 64,700	4,400 36,000

（注）表の数字については，それぞれ以下のとおり。
上段：平成29年4月1日現在の整備実績
下段：平成29年4月1日現在の基本計画値
（資料）建設部調べ